

平成25年度予算 補助金等一覧

資料12

No	検証対象(素案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先	交付件数	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
1		経常	議会事務局	政務活動費	その他	H13	市議会の会派(市議会議員)	11		生駒市議会議員の市政に関する調査研究等に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付し、議員活動を円滑にすることにより市民生活に寄与するため。	・地方自治法第100条第14項から第16項の規定に基づき、H13.6.26に議員提出議案で条例制定(旧政務調査費) ・1人月額3万円(H21年度に5万円から削減) ・使途基準:調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費	8,340		8,340
2		経常	人事課	職員健康診断助成金(人間ドック等助成金)	その他	S46	市職員	610		職員の健康の保持及び増進を図るため、人間ドック又は脳ドックの受診に対し予算の範囲内において助成金を交付するもの。	・職員の人間ドック等の受診に係る費用について助成するもの。 ・助成額:5千円	3,175		3,175
3		経常	人事課	大学院修学奨励金	その他	H19	市職員	0		職員の自発的な学習意欲を促すとともに、本市の行政の高度化及び専門化に資するため、大学の大学院で修学する職員に対し、予算の範囲内において当該修学に係る支援を行うもの。	・市行政の高度化及び専門化に資する夜間及び通信制の大学院に修学する職員(補佐級以下・50歳未満)への支援 ・奨励金額:年間授業料の1/2(上限25万円)	250		250
4		経常	人事課	自己啓発助成金	その他	H19	市職員	7		職員の自己啓発に対して予算の範囲内において一定の助成をすることにより、職員の自己啓発意欲を促すとともにその能力開発を行い、もって複雑多様化する行政需要に的確に対応できる職員の育成を図るもの。	・補助対象:通信教育助成(業務に関連する知識等の習得に関する通信教育講座の受講費)、資格取得助成(職務に関連する資格を取得する際の受験等に要する経費) ・助成額:上限2万円→通信教育(受講料の1/2)、資格取得(取得費の1/2(1万円超の場合:経費-1万円の1/3+5千円))	130		130
5		経常	市民活動推進課	自治振興補助金	自治振興・地域活動	S59	自治会	124		行政の円滑な推進のため、本市の各種行政事務事業及び住民自治意識に基づく生活環境の整備等住み良い地域社会づくりに寄与している自治会及び自治会長に対し、予算の範囲内において補助金及び交付金を交付する。	・地域コミュニティの推進、住みよい地域社会づくりを促進していくとともに、地域住民の福祉の向上のための公共性の高い活動を支援(H23:124自治会) ・均等割(1自治会 年額150,000円) + 世帯割(1,000円×世帯数) ・H23年度から自治振興補助金総額で10%の削減	58,011		58,011
6	○	経常	市民活動推進課	自治会長研修費補助金	自治振興・地域活動	S60	自治会長	5		住民自治の健全育成や地域振興事業等の自治会活動の推進のため、先進地の取り組みや活動、運営等についての情報や知識を習得し、自治会活動の参考とするために当該地区の自治会長が行う研修に要する経費について、予算の範囲内において、補助金を交付する。	・補助額:自治会長研修経費のうち、旅費(日当及び宿泊料を除く)、自動車等の借上料及び通行料その他市長が必要と認める経費の合計額・1人上限2万円 ・補助対象から宿泊費を除外、限度額を引き下げ(4万5千円→2万円)	1,991		1,991
7		経常	市民活動推進課	自治会関係保険補助金	自治振興・地域活動	S59	自治連合会	1		自治会の会長及び会員が行う自治会活動中の事故補償の一助とする。	・自治会長及び自治会員が安心し、また積極的に自治会活動に参加でき、万一の事故に対する負担軽減を図る。 ・補助額:自治会保険契約額の1/2 ・自治会長分の補助額を全額→1/2に見直し	1,623		1,623
8		経常	市民活動推進課	自治会掲示板設置補助金	自治振興・地域活動	S61	自治会	4		掲示板を設置することにより、自治会内の情報を共有し、地域コミュニティの推進を図るとともに、市からの情報の提供、周知に寄与する。	・自治会内の情報共有による掲示はもとより、市からの情報提供のための掲示が多くを占める実情があることから、その設置について補助 ・補助額:設置経費の1/2(上限3万円)	300		300

No	検証対象(案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先	交付件数	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
9		臨時	市民活動推進課	市民活動団体支援補助金	自治振興・地域活動	H23	市民団体等	25		市民の市民活動に対する理解及び関心を高めるとともに、市民活動の更なる促進を図り、もって市民相互による協働のまちづくりを推進することを目的として、18歳以上の市民が、一定金額の権利を持って支援したい市民活動団体の事業を選択し、それに基づき支援金(補助金)を交付する。	・市民活動団体の財政的支援の拡充を図るとともに、市民活動団体が提案する事業に対して、市民が支援したい事業を選択し、積極的かつ継続的な市民活動を推進する。 ・市民税の1%相当を18歳以上の市民数で割った金額を市民1人当たりの支援額とする。(H24:814円/人) ・H24:27団体、支援金総額 3,756,084円(うち基金積立額57,794円)、届出率 6.71%	8,000		8,000
10		経常	市民活動推進課	いこまんどこまつり実行委員会補助金	自治振興・地域活動	H9	いこまんどこまつり実行委員会	1		市民のふるさと意識の高揚を図るため、いこまんどこまつりを開催する「いこまんどこまつり実行委員会」に対し、まつりを開催する経費を補助する。	・市民の心と心がふれあい、ここがふるさとと言えるような「こまらしさ」を育てるため、市民の手作りのまつりを開催することを目的として設立された実行委員会に対し、まつりの開催に要する経費、実行委員会の運営に要する経費を考慮して市長が必要と認める額を補助 ・補助金剰余分の返還、H23予算において補助金額の削減等の見直しを実施	14,000		14,000
11		経常	市民活動推進課	市民自治協議会補助金	自治振興・地域活動	H25	市民自治協議会			一定のまとまりのある地域で、地域課題の解決や住みよいまちづくりに向けて、地域のことは地域で考え市民自らが行動していく組織として市民自治協議会の設立を支援する。	・地域課題を地域で解決していく組織として小学校区程度以下の地域で構成される市民自治協議会に対する財政的支援を行う。 ・補助額:必要経費の1/2(上限50万円)	1,500		1,500
12		臨時	市民活動推進課	集会所整備補助金(新築・改修等)	自治振興・地域活動	S47	自治会	25		地区コミュニティ活動の拠点となる集会所の新築、増築、改修に要する経費に対して補助金を交付し、自治会活動の活性化及び地域コミュニティ活動の推進を図る。	・地域コミュニティの拠点となる施設の整備にかかわる自治会負担の軽減を図る ・新築:次のいずれか低い額×5/10 ①建築単価(20万円×/㎡)×地区集会所の延べ面積(上限231.39㎡(1,000戸以上の自治会又は2自治会以上が使用するものは、264.45㎡))②実際に要した工事総額(設計委託費を含む) ・増築・改築:4/10 改修:4/10 太陽光発電システム設置:3/10(上限100万円) ・主たる地区集会所以外の新築:3/10(上限400万円) ・H24年度をもって備品購入に係る補助金を廃止 ・H25年度予算:新築→本町自治会、増築→東生駒南自治会、改修→19自治会	22,501		22,501
13		臨時	市民活動推進課	集会所建物保険補助金	自治振興・地域活動	S48	自治会	44		自治会が管理する集会所の健全な維持管理を期するため、建物災害保険に加入させ、掛金の一定額を補助し、不慮の災害から生ずる出費を最小限にすることにより、自治会の財政の安定を図り、早急な拠点整備を実施可能とする。	・補助額の上限:一般木造・延面積×100,000円(鉄筋コンクリート130,000円)×12/10000(木造モルタル11/10000、鉄筋・ブロック造5/10000、鉄筋3/10000)	525		525
14		経常	市民活動推進課	友好都市宿泊補助金	自治振興・地域活動	H11	市民	2		市民の友好都市交流が年々減少する傾向にあり、友好都市交流の推進及び余暇の有効利用、家族や友人とのふれあい、観光や休養などを目的とし導入した。また、当時市民の保養所として利用されていた「たけのこま荘」の閉館に対する代替措置としての意味合いも含まれている。	・上北山村の宿泊施設に宿泊した市民に対し補助 ・1人1泊 2,500円(1年で3泊上限)	100		100
15		経常	市民活動推進課	生駒市民憲章実践推進協議会補助金	自治振興・地域活動	S53	生駒市民憲章実践推進協議会	1		市民憲章実践推進のため、生駒市民憲章実践推進協議会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。	・S53の市民憲章制定に伴い、市議会、自治会、各種団体等により発足し、普及・啓発を進めてきた協議会への補助 ・補助額:補助対象経費(市民憲章実践推進に要する経費で適当と認めるもの)を考慮して、市長が必要と認める額 ・H23決算における議会評価報告書に基づき、啓発方法等を見直し	600		600

No	検証対象(案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先	交付件数	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
16		経常	危機管理課	自主防災会活動補助金	防災・安全・人権	H11	自主防災会	10		地震等の災害時、自主防災組織(自主防災会)の活動は被害の軽減に大きな役割を果たすことから、自主防災会の資機材等の新規整備、更新及び活動に要する経費に対して補助金を交付する。	・自治会又は複数の自治会を単位として、結成された自主防災会が、災害被害の防止・軽減を目的として実施する、資機材等の新規整備・更新追加・活動推進(訓練・研修・講座等)に対する補助 ・資機材等新規整備:24万円(300戸以下)、800円×戸数(301戸以上)、資機材等追加更新:3万円+9千円×以前に同補助金を交付してから経過した年数、活動推進:補助対象経費の1/2(上限1万円)	4,000		4,000
17		経常	環境事業課	家庭生ごみ自家処理容器設置補助金	環境・緑化推進	S61	市民	28		補助制度の創設による生ごみ処理機の購入を促進することにより、生ごみの減量化を促進し、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図るため。	・補助対象:市内の取扱指定店で購入する機械式(電動式)処理機(ディスポーザーを除く)及び地中埋め込み式(コンポスト容器)及び密閉式(ボカシ容器)処理容器(地中埋込式についてはS61年度から。機械式及び密閉式についてはH12年度から導入) ・補助額:機械式(購入金額の半額で限度額50,000円。1世帯1台)地中埋込式及び密閉式(購入金額の半額で、限度額は3,000円。1世帯2個まで)	2,524		2,524
18		経常	環境事業課	資源回収補助金	環境・緑化推進	H5	登録団体	281		ごみの減量及び資源の再資源化を促進するため、地域の集団回収を行う団体に補助金を交付するもの。	・補助対象の資源:古新聞、雑誌、段ボール、ウエス、牛乳パック、かばん、くつ、ミックスペーパー ・対象者:資源の集団回収を原則として月1回以上自主的に行う生駒市内の自治会、老人会、婦人会、生活学校、子ども会、育友会、PTA等のおおむね20人以上の団体 ・補助額:集団回収した資源の重量1kgにつき4円	15,200		15,200
19		経常	環境事業課	ごみ集積場設置整備事業補助金	環境・緑化推進	H8	自治会	12		補助金制度による自治会等が管理するごみの集積所の整備を促進することにより、ごみの散乱を防止し、地域の環境美化の推進を図るとともに、分別排出の徹底及び排出モラルの向上を図るため。	・対象経費:新設(10世帯以上)・既設のごみ置場でのごみ集積施設の設置、既設のごみ集積施設の改修経費 ・補助額:対象経費の1/2(上限30万円)	3,600		3,600
20		経常	環境政策課	地域環境整備事業補助金	環境・緑化推進	H21	要件を満たす地域	26		地域の環境問題対策事業とし、飼い主不明の猫に対し、不妊手術費の補助を行い、地域に住む飼い主不明猫の減少、ゴミ荒らし等猫問題の解決を図る。	・飼い主が不明な猫の避妊・去勢手術への補助 ・飼い主が不明な猫により生活環境が著しく損なわれている地域が実施する当該猫の避妊・去勢手術に要する費用の補助 ・補助額:避妊手術1匹5千円、去勢手術1匹4千円	330		330
21	○	臨時	環境政策課	環境基本計画推進会議補助金	環境・緑化推進	H22	環境基本計画推進会議	1		環境基本計画は、生駒市にとって望ましい将来ビジョン達成に向けて、市民・事業者と行政がパートナーシップにより三者協働で推進していくための具体的な行動を規定している。計画の推進にあたっては、主体となるの自主的かつ積極的な活動ができるよう、環境基本計画推進会議に対して、活動に要する経費等を補助する。	・市民(団体)、事業者、行政が協働して環境基本計画を推進する環境基本計画推進会議(ECO-net生駒)への補助 ・自然環境部会、せいかつ環境部会、まち・んみち環境部会、エネルギー環境部会、共通部会の各分野で推進する事業等へ補助 ・補助金額:補助対象経費を考慮して必要と認める額	3,400		3,400
22		臨時	環境政策課	自然エネルギー活用補助金	環境・緑化推進	H14	市民、事業者等	太陽光:80件 雨水:1件		地球温暖化施策の一環として太陽光発電システム設置工事や雨水タンク設置、家庭用燃料電池設置などに対して、補助を行うもの。	・太陽光発電システム:専用住宅又は事業所への太陽光発電システムの設置に要する経費へ補助(事業所は10kw未満)、1件当たり100,000円 ・雨水タンク:雨水タンクの設置について、購入及び工事に要する費用の1/2を補助(上限20,000円) ・家庭用燃料電池:家庭用燃料電池の設置に要する経費へ補助、1件当たり10万円	37,000		37,000

No	検証対象(案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先	交付件数	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
23		臨時	環境政策課	省エネ家電購入補助金	環境・緑化推進	H24	市民	エアコン:75件 冷蔵庫:147件 LED:181件		電力需給状況を踏まえ、家庭における節電を促進するため、消費電力の節減効果が高いと見込まれる冷蔵庫、エアコン、LED照明器具の買換えに対して、補助を行うもの。	・省エネ家電製品(エアコン、冷蔵庫、LED照明器具)の市内の協力店舗での買い換えに対して補助 ・エアコン:1件当たり10,000円、冷蔵庫:1件当たり10,000円、LED照明器具:1件当たり5,000円	6,000		6,000
24		経常	経済振興課	農業祭実行委員会補助金	農業振興	S57	農業祭実行委員会	1		生駒市農業の発展・向上を図ることを目的に生駒市農業祭を企画、準備、開催する生駒市農業祭実行委員会に対してその費用を補助する。	・農業の発展・向上を目指し、広く市民にその重要性を訴える場として農業祭の開催経費を補助 ・農産物の品評会実施に伴う売上金を除く報償費、事務的経費等の運営経費を補助	1,500		1,500
25		経常	経済振興課	農家区長会補助金	農業振興	S55	農家区長会	1		本市の農業行政の円滑な推進に資するため、本市の各種農政事務事業を通して、農業振興に寄与している農家区長会に対し、事務費及び研修費を補助し、円滑な事業の推進をはかり、農業振興を図ることを目的とする。	・次の補助金で構成 ①農家区長会補助金:農家区長相互の連絡を密にして、組織の組織の向上、発展に努め、関係行政機関との連絡を図り、また、農業振興事業等の活動のための経費への補助(農家区長会の事務的経費で予算の範囲内) ②農家区長研修補助金:農家区長が農業振興事業等の活動の推進のために農家区長に対して行う研修に要する経費への補助(旅費(日当及び宿泊料を除く。)、自動車等の借上料及び通行料その他必要と認める経費・1人上限2万円) ・H22見直しにおいて、研修内容の還元のため、「農業通信」を作成し、配布を実施	750		750
26	○	経常	経済振興課	農家区長活動交付金	農業振興	H15	農家区長	28		生産調整・出荷調整、農業日誌・苗木・レンゲ・コスモス種、有害鳥獣防除資材等々に係る各種農家区内の取りまとめ、農業祭への参画、土地改良事業の立会業務等各種農政業務の協力、その他あらゆる場面での連絡調整等、行政との関わりが非常に強く、大変重要な役割を担っていただいている。	・各種農政事務事業に係る連絡調整、協力活動等に対して農家区長に交付 ・農業施策を遂行していく上で、農家区長の協力は不可欠であり、農業委員のように報酬も無いことから、各農家区内の多くの農家との連絡調整等の業務に対する実費弁償と謝礼の意味を含めて導入 ・補助額:均等割(農家区長1人につき年額45,000円)+戸数割(当該農家区の農家戸数×100円)	1,408		1,408
27		臨時	経済振興課	青年就農給付金	農業振興	H24	青年就農者		有国補10/10	経営の不安定な就農初期段階の青年就農者(原則45歳未満)に対して、経営開始型の青年就農給付金を交付し、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る。	・給付金額:1人当たり年間150万円、給付期間は最長5年間 ・前年の総所得が250万円(農業経営開始後の所得に限る。)以上であった場合は給付を停止する。	4,500	4,500	0
28		臨時	経済振興課	青年新規就農者補助金	農業振興	H25	青年新規就農者			青年層の新規農業就農者に対し、農業用機械・施設等の導入初期投資の軽減を支援するために設備投資額の1/2(50万円上限)を上限として補助するもの。	・補助対象:青年層の新規農業就農者の農業用機械・施設等の導入初期投資に要した経費へ補助 ・補助額:設備投資額の1/2以内(上限50万円) ・1人生涯1回のみ適用	1,500		1,500
29		経常	経済振興課	地産地消推進事業補助金	農業振興	H22	個人	64		黒大豆、学校給食用食材に対して補助金を交付し、農業振興の促進を図る。	・対象作物:学校給食用食材、黒大豆 ・補助額 面積助成:20,000円/10a 価格補償:黒大豆(JAの買取価格が800円/kgを下回った場合に補償)・学校給食用食材(給食センター買取価格が150円/kgを下回った場合に補償)	1,000		1,000
30		臨時	経済振興課	耕作導入支援補助金	農業振興	H25	遊休農地新規利用者			遊休農地活用事業の新規利用者が借用農地の耕起・草刈り業務を農業者に有償依頼した場合、その一部を市が補助する。	・対象:新規利用者の草刈及び耕起支援、利用者の駐車場確保対策のための農地客土 ・補助額:草刈及び耕起支援(40,000円×1/2(補助率))、農地客土(6,000円×1/2(補助率))	390		390

No	検証対象(案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先	交付件数	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
31		経常	経済振興課	有害鳥獣捕獲事業奨励金	農業振興	H8	奈良県猟友会生駒支部	468	有 県補 1/3	有害鳥獣による市内農林産物の被害を防止するため、市の要綱に基づき市内で有害鳥獣捕獲事業を実施した奈良県猟友会生駒支部に対し、その出勤日数に応じて奨励金を交付する。	・イノシシによる農作物被害の増加、耕作放棄地が増えてきたため、防除用フェンス等の支援とともに、駆除の必要性が生じた ・補助額:2,200円(県の補助単価)×年間出勤延べ人数	1,030	220	810
32		経常	経済振興課	有害鳥獣防除事業補助金	農業振興	H21		27		有害鳥獣駆除事業に必要な物品等に対する補助金を交付するもの。	・イノシシ被害対策への補助(防除用のトタン板等の現物支給から補助金に転換) ・補助額等:防除柵等の資材購入費の1/2(電気柵3万円上限・防除柵2万円上限)	1,350		1,350
33		臨時	経済振興課	土地改良事業補助金	農業振興	S36	土地改良区	21		農業経営を合理化し、農村振興を促進するため。	・本市では農業振興地域の指定が無いために、国及び県の補助対象となる事業が防災事業しかなく、農地の保全及び農業用施設の維持管理に必要な経費が農業者にとってかなりの負担となることから導入 ・補助対象:土地改良区等が実施する農業用道路、ため池等の農業用施設に係る事業 ・補助率:国、県の補助がないもの→対象額(500万円未満)の5/10以内(農業用道路は6/10以内) ・補助対象額は、設計金額の8/10と工事を施行した業者が各種団体に請求する金額のいずれか低い方の金額	6,700		6,700
34		経常	経済振興課	商工会議所補助金	経済振興	H9	生駒商工会議所	1		国内企業数の約9割を占める小規模事業者の経営基盤の充実等を図り、国民経済の健全な発展に資することを目的とする生駒商工会議所に対して、奈良県が補助する小規模事業指導費補助金に準じて、生駒市においても一定額の負担をすることで多様化する事業者ニーズに対応すべく、商工会議所の小規模事業対策の支援体制強化の援助に努めるもの。	・小規模事業者の支援に関する事業を行う商工会議所に対し、前年度に県から商工会議所に交付された小規模事業指導費補助金の額1/3以内の額を交付	9,616		9,616
35	○	経常	経済振興課	特産品振興補助金(茶釜生産協同組合補助金)	経済振興	S42	奈良県高山茶釜生産協同組合	1		生駒市において伝統的工芸品に指定されており、また特産品でもある高山茶釜の保護・育成を図るとともに、奈良県高山茶釜生産協同組合の発展に資するため。		200		200
36	○	経常	経済振興課	特産品振興補助金(編針工業協同組合補助金)	経済振興	S42	奈良県編針工業協同組合	1		生駒市において特産品である編針等竹製品の保護・育成を図るとともに、奈良県編針工業協同組合の発展に資するため。	・伝統工芸品・特産品でもある高山茶釜などの生産事業者で構成する組合に対し、団体の運営に要する経費について、補助要綱において認定された一定額(各団体ごとに20万円)を補助	200		200
37	○	経常	経済振興課	特産品振興補助金(茶道具同業組合補助金)	経済振興	S42	奈良県茶道具同業組合	1		生駒市において特産品である茶道具等竹製品の保護・育成を図るとともに、奈良県茶道具同業組合の発展に資するため。		200		200
38	○	経常	経済振興課	伝統的工芸品育成補助金	経済振興	S42	奈良県高山茶釜生産協同組合	1		生駒市において伝統的工芸品に指定されている高山茶釜の保護・育成を図るとともに、奈良県高山茶釜生産協同組合の発展に資するため。	・上記の特産品進行補助金に加え、伝統的工芸品の育成に関する事業を行う高山茶釜組合に対し、補助要綱において認定された額(30万円)を補助	300		300
39		経常	経済振興課	中小企業債務保証料補給金	経済振興	S50	中小企業者	141		市内中小企業者の金融の円滑化とその育成を図ることにより、地域経済の発展及び振興に寄与するものである。	・中小企業に対する小口融資(限度額1,000万円・企業立地推進事業の場合は3,000万円・太陽光発電システム設置の場合は1億円)を受けた者に対し信用保証協会が徴収する債務保証料について、本市がその1/2に相当する額を補給するもの	10,000		10,000
40		経常	経済振興課	中小企業融資制度利子補給金	経済振興	H10	中小企業者	423		市内中小企業者の金融上の負担を軽減し、経営の合理化、設備の近代化等その経営基盤の強化を図る。	・中小企業者の金融上の負担を軽減することにより、経営の合理化、設備の近代化等その経営基盤の強化を図るため、金融機関に借入金の利子を払った中小企業者に対して利子補給金を交付 ・交付額:利子(延滞利子を除く。)のうち年利1%に相当する額(年利が2%未満である場合は年利の1/2)	19,500		19,500

No	検証対象(案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先	交付件数	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
41		経常	経済振興課	商工活性化提案事業補助金	経済振興	H22	自治会等広域団体及び事業者等	1		市内の商工業の発展のため、商工団体等から提案のあった事業に対して補助を行うもの。	・H25年度の予算時点では、市内商店街等が行う活性化事に対し、20万円×3口の補助を想定	600		600
42		臨時	経済振興課	商工業振興事業補助金	経済振興	S42	生駒商工会議所等	0		商工会議所等が行う商工業の振興に資する事業に対して補助する。	・H25年度は商工会議所が実施する日本商工会議所青年部近畿ブロック大会の開催に対し補助を予定	1,500		1,500
43		臨時	経済振興課	企業立地促進補助金	経済振興	H23	企業	1		事業所設置補助金として、固定資産投資額に100分の10を乗じた額と附帯費用の額に100分の5を乗じて得た額の合計額を、雇用促進補助金として、新規常用雇用人につき40万円を補助する。また、換業支援補助金として、固定資産税の一部を補助する。	・補助要件(県の補助を受けた企業は対象外) 新築:固定資産投資額2億円又は1,500㎡以上 増築:固定資産投資額1億円又は1,500㎡以上(土地の取得に要する固定資産投資額を除く) ・補助額 事業所設置及び雇用促進補助金(上限5,000万円) 固定資産投資額の10%、附帯経費の5% 市内新規常用雇用人40万円/人 創業支援補助金(3年間の合計限度額3,000万円) 1年目 固定資産税×9/10 2年目 固定資産税×2/3 3年目 固定資産税×1/3 ※土地に係る固定資産税を除く	98,790		98,790
44		臨時	経済振興課	企業活動促進事業補助金	経済振興	H25	生駒商工会議所			国内の様々な製造業が集まるイベントにおいて、本市北田原工業団地内企業のPRと併せて、本市が持つ優れた立地環境、緑豊かな自然環境といった恵まれたポテンシャルを最大限に活かした企業立地に係る紹介を行うため、出展に向けた取組に補助するもの。	・製造業等の展示会の出展に向けた講習会等に要する経費への補助 ・補助額:60万円×1/2(補助率)	300		300
45		経常	経済振興課	観光協会補助金	経済振興	S42	生駒市観光協会	1		生駒市観光協会は本市の観光事業の健全な発展と振興を図り、文化の向上及び経済の発展に寄与することを目的に組織されたものであるが、市の花「菊」の啓発・普及、観光の紹介・宣伝・イベントの開催など、本来市が果たすべき観光事業の振興において大きな役割を担い、そのための協会の円滑な運営を行うための補助である。	・観光協会が行う観光ポスターの作製等の啓発、観光フォトコンテストの開催、会議運営等の事務経費について、補助要綱において設定された一定額(140万円)を補助	1,400		1,400
46		経常	生活安全課	交通対策協議会補助金	防災・安全・人権	H12	生駒市交通対策協議会	1		市内において交通安全意識の普及及び交通事故の防止に関する事業を行う団体に対して当該事業に要する経費について予算の範囲内において補助を行うもの。	・補助団体:生駒警察署、奈良県交通安全協会生駒支部協会など関係行政機関、団体で構成 ・補助額等:交通安全意識の普及及び交通事故の防止に関する事業(交通安全の啓発等)について、予算で定める額 ・H23予算において、30万円減額	1,700		1,700
47		臨時	生活安全課	鉄道施設耐震補強事業費補助金	防災・安全・人権	H21	近畿日本鉄道(株)	0		市内にある高架等の鉄道施設の耐震補強工事を行う事業者に対して補助する。	・補助対象:南海トラフ地震で震度6強以上の地域における片道断面輸送量1日1万人以上の鉄道施設の耐震補強工事に要する経費の一部を補助 ・負担区分等:事業総額1億円(鉄道事業者1/3・国1/3・県1/6・市1/6)	16,667		16,667
48		経常	生活安全課	暴力排除推進協議会補助金	防災・安全・人権	H4	生駒市暴力排除推進協議会	1		市民を対象に暴力団排除の啓蒙及び犯罪防止に努める団体に対し、当該事業に要する経費について予算の範囲内において補助を行うもの。	・補助団体:H4当時、暴力団抗争が激化する中、市民が総力を結集して暴力団、暴力行為を追放し、住みよいまちづくりに寄与するための組織 ・補助額等:暴力団排除の啓蒙及び犯罪防止に要する経費で予算に定める額(地域安全・暴力追放生駒市民大会の開催などの啓発事業等) ・H24の見直しで25万円減	1,250		1,250

No	検証対象(案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先	交付件数	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
49		経常	生活安全課	防犯協議会補助金	防災・安全・人権	S59	生駒市防犯協議会	1		市民を対象に防犯意識の普及及び犯罪防止に努めている団体に対し、当該事業に要する経費について予算の範囲内において補助を行うもの。	・民間防犯活動の中心的な推進母体として、奈良県防犯協会の下部組織として設置 ・補助額等:犯罪防止と防犯意識の普及に要する経費予算で定める額(地域安全・暴力追放生駒市民大会の開催などの啓発事業等) ・H24の見直しで50万円減	2,500		2,500
50		経常	人権施策課	人権教育推進協議会補助金	防災・安全・人権	S47	生駒市人権教育推進協議会	1		憲法に定められた基本的人権を確立し、民主主義を徹底させ、部落差別をはじめ一切の差別をなくす人権教育の推進に寄与するため、生駒市人権教育推進協議会に対し補助金を交付することにより、本市人権教育の推進に向けた条件整備を図るもの。	・自治会など市内の団体等で構成する組織に対し人権教育の研究推進について補助 ・補助対象事業:(1)人権教育に関する各種資料の収集、調査、研究及び出版、(2)人権教育の内容及び方法の研究並びに実践とその成果の交流、(3)人権教育に関する研究会又は講習会の開催、(4)人権教育に関する自主活動への支援、(5)関係諸団体との連携又は提携等 ・補助額:予算の範囲内において市長が決定した額(団体からの会費を除き、研修会等の参加・実施の経費、啓発費、事務費等の運営経費全額を補助) ・H24の見直しで289千円減	1,198		1,198
51		経常	人権施策課	人権教育研究会補助金	防災・安全・人権	S47	生駒市人権教育研究会	1		人権尊重の精神を涵養する教育の研究・推進を図るため、生駒市人権教育研究会に対して予算の範囲内において補助金を交付するもの。	・市内の保育園・幼稚園・小中高校の教員全員で構成する組織への補助 ・同和施策の見直しの中で、人権教育推進協議会からの間接補助から、金額を削減の上、市の直接補助に転換 ・補助対象事業:(1)人権教育に関する各種資料の収集・調査研究・出版、(2)人権教育の内容・方法の研究並びに実践とその成果の交流、(3)人権教育に関する研究会又は講習会の開催、(4)関係諸団体との連携又は提携等 ・補助額:事業に要する経費で市長が適当と認めるもの(研究大会等の参加・実施の経費、事務費等の運営経費全額を補助) ・H24の見直しで766千円減	1,250		1,250
52		経常	人権施策課	外国人等多文化共生活動団体補助金	防災・安全・人権	H21	多文化共生を推進する団体(H24:応募なし)	1		外国人住民が自らの言語、文化及び歴史を学び、日本の社会で、共に生きる力を育む為の事業を行う団体(以下「団体」という。)に対して補助金を交付するもの。	・特定団体への補助から、外国人住民が自らの文化及び歴史を学ぶとともに、人権尊重と多文化共生の社会に寄与する事業を行う団体を対象とした補助へ転換 ・補助額:事業に要する経費で市長が適当と認めるものについて、予算の範囲内で交付	150		150
53	○	経常	高齢福祉課	社会福祉協議会補助金	高齢者福祉	S47	(社福)生駒市社会福祉協議会	1		生駒市における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図ることを目的とする社会福祉法人生駒市社会福祉協議会に対し、在宅福祉活動、ボランティア活動等地域福祉の増進並びに社会福祉協議会の組織体制及び運営基盤の強化を図るため。	・対象経費:次に掲げる事業に要する経費(収益事業に要する経費は対象外) ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、 ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、 ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成等	30,000		30,000
54		経常	高齢福祉課	地域交流施設運営補助金	社会福祉	H18	(社福)長命荘	1		地域内の高齢者及び母子等の交流活動の推進に資するため、フォレストデイサービス鹿ノ台交流スペースを管理する社会福祉法人長命荘に交流スペース運営補助金を交付する。	・社会福祉法人長命荘の施設(デイサービスセンターを併設・建設時に市の助成あり)を交流センターとして利用しており、その運営を地元自治会が行い、施設の管理は所有者である社会福祉法人長命荘が行うため、市は管理運営に係る経費を補助するもの ・補助対象:人件費、光熱水費、消耗品費、委託料、保険料、通信運搬費等の運営経費 ・H22の見直しにおいて、廃止としたものの、管理主体との調整が難航し、減額した上で継続となった。	1,000		1,000

No	検証対象(案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先	交付件数	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
55		経常	高齢福祉課	民生児童委員活動費交付金	社会福祉	S51	民生委員児童委員	164	有 県補	民生委員法第14条及び児童福祉法第12条の2で定められた業務を行う民生委員、児童委員及び主任児童委員に旅費、研修費等の諸活動に対して交付金を交付する。(補助単価のうち7万円分は市単)	・民生委員法の規定どおり無報酬で活動を行う民生委員等に対し、活動に要する経費を補助するもの ・交付額:年間1人当たり前年度の県の民生児童委員活動費負担金の額に7万円を加えた額	21,025	10	21,015
56		経常	高齢福祉課	地区民生児童委員協議会活動費補助金	社会福祉	S51	生駒北第1地区民生委員協議会 外5協議会	6	有 県補 10/10	民生委員法第20条に規定する民生委員協議会の積極的な活動に対して補助付し、社会福祉の推進に資することを目的とする。	・対象事業:①民生委員法第24条第1項に規定する任務のうち、民生・児童委員の資質の向上及び地域福祉の増進を図るために行う事業、②福祉サービスに関する適切な情報を入手するために開催する関係行政機関連絡会議、困難なケースについての専門家を交えた検討会及び地域の民生・児童委員活動を地域住民に周知するための広報活動を行う事業 ・補助額:県支出の民生児童委員協議会活動推進費負担金相当額	1,228	1,228	0
57		経常	高齢福祉課	老人クラブ補助金	高齢者福祉	S38	生駒市老人クラブ連合会 小学校区老人クラブ 単位老人クラブ	1	有 県補 2/3	生駒市老人クラブ連合会、小学校区老人クラブ連合会及び単位老人クラブの生きがい活動、地域活動、健康増進活動等をより推進するため。(市単で県補助単価からの上乗せあり)	・補助額:①単位クラブ活動助成費:7,000円(適正老人クラブ)×活動クラブ延月数(小規模老人クラブは4,500円)、②校区老人クラブ連合会活動助成費:50,000円×連合会数、③連合会活動助成費:240,000円×1団体+90円×会員数(特別事業については、実際に要した額)→市単で県補助単価からの上乗せあり、④施設使用補助金 ・H23からH28までで段階的に単位クラブ活動助成費の単価を見直し	6,990	1,843	5,146
58		経常	高齢福祉課	世代間交流事業補助金	高齢者福祉	H25	小学校区老人クラブ			少子高齢化社会の進行により減少した高齢者と子どもとの交流機会を確保するため、小学校区ごとに交流事業を実施し、高齢者の生きがいの増進を図ることを目的とする。	・H24までは、老人クラブ連合会への委託事業としていたが、H24の見直しにより補助事業として実施 ・H23実績:732千円	480		480
59		経常	高齢福祉課	シルバー人材センター運営補助金	高齢者福祉	H5	(公社)生駒市シルバー人材センター	1		臨時的、短期的な就業を通して自らの労働能力を生かし、生きがいの充実や積極的な社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大を図るとともに、あわせて活力のある地域社会づくりに寄与することを目的とする。	・シルバー人材センターが行う高齢者の就業の機会の増大と福祉の発展を図るための事業に要する経費について補助 ・H21年度からセンターが取り入れている国からの補助と同額に縮減	7,100		7,100
60		経常	高齢福祉課	高齢者交通費助成金	高齢者福祉	H8	本市居住する70歳以上の高齢者			永年にわたり社会に貢献した高齢者の生きがい支援及び社会参加の促進を図る。	・対象者:本市に居住する70歳以上の者 ・助成額:1会計年度当たり10,000円相当額のバス乗車券、電車乗車券、タクシー乗車券、生駒ケーブル乗車券	200,950		201
61		臨時	高齢福祉課	老人福祉施設整備費補助金	高齢者福祉	H10	社会福祉法人	0		社会福祉法人等が行う特別養護老人ホームの建設に要する経費へ補助し、本市における特別養護老人ホーム入所希望待機者の解消を図る。	・社会福祉法人等が行う老人福祉施設(老人短期入所施設、特別養護老人ホーム)で県が補助採択したものを整備拡充するために要する経費への補助 ・補助額:県の補助額の1/4(上限5千万円)	0		
62		経常	障がい福祉課	地域活動支援センター運営等補助金	障がい者福祉	H18	地域活動支援センター運営団体(NPO法人地域活動支援センターぶろぼの)	1	有 国補 1/2 県補 1/4	地域活動支援センターに要する経費等に対して補助するもの。	・障害者自立支援法によって法定化された地域活動支援センター(障がい者に創作活動や生産活動、社会との交流の場を提供する)の運営について補助するもの ・対象経費:事業に必要な指導員等の人件費及び需用費、役員費、使用料及び賃借料(家賃を除く。)報償費、旅費	8,077	5,625	2,452

No	検証対象(案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先	交付件数	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)																														
63		経常	介護保険課	社会福祉法人利用負担助成金	高齢者福祉	H12	社会福祉法人等	0	有 県補 3/4	市民が社会福祉法人が提供するサービスを利用した際に社会福祉法人が負担する費用の一部について補助を行うもの。	・介護保険の円滑な実施のための特別対策として実施する低所得者に係る利用者負担対策 ・社会福祉法人等が低所得者に対して居宅サービス・施設サービスに係る10%相当の利用者負担額の軽減を行った場合、当該軽減総額から法人等が本来受領すべき利用者負担収入の1%を超える部分の1/2を助成など	20	15,000	5																														
64		経常	介護保険課	機能訓練教室運営補助金	高齢者福祉	H18	市民グループ等	9	有	介護保険法に基づき地域支援事業として「介護予防－特定高齢者一通所型」事業として「機能訓練事業」を実施するにあたり、当該訓練事業の目的である「地域住民の方々が集まって、閉じこもりがちな高齢者を対象に地域ネットワーク形成を推進する」ことを積極的に推進する観点から、訓練事業を主体的に実施する市民グループをサポートすることを目的とする。	・補助対象:市民グループ等が行う機能訓練教室等の実施経費のうち、消耗品費、印刷製本費、賃借料等 ・補助額:1団体年間6万円上限 ・費用負担区分:国25%、県12.5%、市12.5%、保険料21%、支払基金交付金29%	540	67	473																														
65		臨時	介護保険課	介護基盤緊急整備等特例補助金	高齢者福祉	H21	小規模多機能型居宅介護事業者	4	有 県補 10/10	特別対策事業による基盤整備を行うための実施について、予算の範囲内において事業者に対して生駒市介護基盤緊急整備等臨時特例補助金を交付し、生駒市介護保険事業計画に基づいた計画的整備を促進し、もって高齢者の在宅での生活継続を支援するもの。	・小規模多機能型居宅介護事業所(通所を中心に、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や泊まりのサービスを組み合わせた介護サービスを提供)の公募に伴う施設整備費の補助	0		0																														
66		臨時	介護保険課	地域密着型サービス事業整備補助金	高齢者福祉	H21	小規模多機能型居宅介護事業者	1	有 県補 10/10	特別対策事業により、介護施設が開設時から安定して質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため、予算の範囲内において事業者に対して生駒市施設開設準備経費補助金を交付するもの。	・小規模多機能型居宅介護事業所の開設準備経費(介護職員等の雇い上げ、普及啓発経費等)の補助	0		0																														
67		経常	子ども課	認可外保育施設従事者健康診断補助金	子ども福祉	H15	認可外保育施設等	3	有 国補 2/3	児童の心身の健全な発達を図るため、生駒市内の認可外保育施設等が当該施設内において実施した事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。(単価:市単部分あり)	・認可外保育施設等の保育従事者、調理員等の健康診断に係る経費への補助 ・年額5,000円/人(県の補助単価は3,900円/人)	235	122	113																														
68		経常	子ども課	私立保育所運営費補助金	子ども福祉	S59	私立保育所 13園	9		児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条の規定による民間保育所等の健全な運営に資するため。	<ul style="list-style-type: none"> ・民間保育所の運営を支援するとともに、安定した保育事業の確保を図るための補助 <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金名</th> <th>要件</th> <th>交付基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間保育所健全育成事業補助</td> <td>通園バスを運営</td> <td>29,000円/園×通園バス運行月数</td> </tr> <tr> <td>行事費補助</td> <td>園外保育及び特別行事を実施</td> <td>1,200円/年×児童数(10/1現在)</td> </tr> <tr> <td>給与改善費補助</td> <td>常勤の職員給与の改善に努力</td> <td>10,400円×職員数(毎月1日現在)×12ヵ月</td> </tr> <tr> <td>嘱託医報酬補助</td> <td>園医を委託し、健康管理の充実に努力</td> <td>175,000円/園</td> </tr> <tr> <td>施設運営費補助</td> <td>施設の運営・保育の向上に係る活動委託</td> <td>500円/月×児童数(毎月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>保育会保育士部会費負担金補助</td> <td>保育士が保育会保育士部会に加入</td> <td>1,500円/年×職員数(4/1現在)</td> </tr> <tr> <td>備品充実費補助</td> <td>園児用備品の購入を予定</td> <td>2,500円×児童数(10/1現在)</td> </tr> <tr> <td>修理費補助</td> <td>改修を実施又は実施途中</td> <td>1,000円×施設面積(m²)</td> </tr> <tr> <td>ごよう虫・検尿・検便補助</td> <td>ごよう虫・検尿・検便を実施</td> <td>実費</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・H23に保育会保育士部会費負担金の補助単価見直し(2,600円/年→1,500円/年) ・H24に施設運営費補助を事業費補助に変更、備品充実費及び修理費補助は新築を除外 ・H25に冬季採暖費補助を廃止、備品充実費補助を園児用備品に限定し均等割(250,000円)を廃止 	補助金名	要件	交付基準	民間保育所健全育成事業補助	通園バスを運営	29,000円/園×通園バス運行月数	行事費補助	園外保育及び特別行事を実施	1,200円/年×児童数(10/1現在)	給与改善費補助	常勤の職員給与の改善に努力	10,400円×職員数(毎月1日現在)×12ヵ月	嘱託医報酬補助	園医を委託し、健康管理の充実に努力	175,000円/園	施設運営費補助	施設の運営・保育の向上に係る活動委託	500円/月×児童数(毎月1日現在)	保育会保育士部会費負担金補助	保育士が保育会保育士部会に加入	1,500円/年×職員数(4/1現在)	備品充実費補助	園児用備品の購入を予定	2,500円×児童数(10/1現在)	修理費補助	改修を実施又は実施途中	1,000円×施設面積(m ²)	ごよう虫・検尿・検便補助	ごよう虫・検尿・検便を実施	実費	59,000		59,000
補助金名	要件	交付基準																																										
民間保育所健全育成事業補助	通園バスを運営	29,000円/園×通園バス運行月数																																										
行事費補助	園外保育及び特別行事を実施	1,200円/年×児童数(10/1現在)																																										
給与改善費補助	常勤の職員給与の改善に努力	10,400円×職員数(毎月1日現在)×12ヵ月																																										
嘱託医報酬補助	園医を委託し、健康管理の充実に努力	175,000円/園																																										
施設運営費補助	施設の運営・保育の向上に係る活動委託	500円/月×児童数(毎月1日現在)																																										
保育会保育士部会費負担金補助	保育士が保育会保育士部会に加入	1,500円/年×職員数(4/1現在)																																										
備品充実費補助	園児用備品の購入を予定	2,500円×児童数(10/1現在)																																										
修理費補助	改修を実施又は実施途中	1,000円×施設面積(m ²)																																										
ごよう虫・検尿・検便補助	ごよう虫・検尿・検便を実施	実費																																										
69		経常	子ども課	長時間保育事業費補助金	子ども福祉	S59	私立保育所 13園	9	有 県補 2/3	就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う保育時間の延長に対する需用に対応するため。	・補助額:延長保育に必要な経費について、県の補助要綱に基づく基本額を補助	75,212	50,141	25,071																														

No	検証対象(案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先	交付件数	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
70		経常	こども課	障がい児保育事業費補助金	子ども福祉	S59	私立保育所 7園	7		保育所における障がい児の処遇の向上を図り障がい児保育を推進するため、障がい児を受け入れている保育所に対し保育士の加配を行うため。	・補助額等:心身障がい児の保育事業を実施(障がい児4人に1人以上の保育士増)する保育所への補助(120,000円/月×増員職員数) ・実施園:いこま、鹿ノ台佐保、はな、登美ヶ丘ピュア、学研まゆみ、うみ、いちぶちどり	10,080		10,080
71		経常	こども課	病後児保育実施補助金	子ども福祉	H21	私立保育所 7園	4	有 県補 2/3	病後児保育を実施する保育園に対して事業実施に係る費用の補助を行うもの。	・補助額等:病後児保育に必要な経費について、県の補助要綱に基づく基本額を補助 ・実施園:いこま、はな、登美ヶ丘ピュア、学研まゆみ、うみ、ソフィア東生駒、いちぶちどり)	31,060	20,707	10,353
72		経常	こども課	病児保育実施事業費補助金	子ども福祉	H25	学校法人栗岡学園		有 県補 2/3	病気の「回復期に至らない場合」であり、当面の症状の急変が認められない本市在住の児童を対象とした病児保育室の運営に要する費用の一部を助成する。	・補助額等:病児保育に必要な経費について、県の補助要綱に基づく基本額を補助 ・実施園:阪奈中央こぐま園	9,350	6,233	3,117
73		経常	こども課	一時預かり事業補助金	子ども福祉	H21	私立保育所 7園	3	有 国補 1/2	一時預かり保育を実施する保育園に対して事業実施に係る費用の補助を行うもの。	・補助額等:一時預かり事業に必要な経費について、国の子育て支援交付金交付要綱に基づく基準ポイントに200千円を乗じた額 ・実施園:あいづ生駒、うみ、あいづ老分、ソフィア東生駒、いちぶちどり、学研まゆみ、はな	24,920	12,460	12,460
74		経常	こども課	休日保育事業補助金	子ども福祉	H21	私立保育所 1園	1	有 県補 2/3	休日保育を実施する保育園に対して事業実施に係る費用の補助を行うもの。	・補助額等:休日保育事業に必要な経費について、県の補助要綱に基づく基本額を補助 ・実施園:はな	1,335	890	445
75		経常	こども課	地域子育て支援拠点事業補助金	子ども福祉	H24	私立保育所 3園		有 国補	子育てを行う家庭を支援するため、児童とその保護者が気軽に集い、交流し、子育て相談ができる場所の提供等の実施に係る費用の補助を行うもの。	・補助額等:知己子育て支援拠点事業に必要な経費について、国子育て支援交付金交付要綱に基づく基準ポイントに200千円を乗じた額 ・実施園:いこま乳児、登美ヶ丘ピュア、いちぶちどり	15,320	7,660	7,660
76		臨時	こども課	省エネルギー化推進補助金	環境・緑化推進	H25	私立保育所			私立保育所のエアコン・冷蔵庫・照明器具等の省エネ対応の機種への更新や再生可能エネルギーの導入等に要した費用の一部を助成する。	・施設の省エネルギー化に要した経費について補助 ・補助額:省エネルギー化に要した経費×3/4(30,000円/年×児童数を上限) ※新規開園保育所等は対象外	22,613		22,613
77		臨時	こども課	私立保育所等施設整備費補助金	子ども福祉	H24	いこま乳児保育園		有 県補 2/3	待機児童解消を図るため、保育所施設を増築する法人に整備に要した費用の一部を助成する。	・H25予算時の負担区分:事業費231,000千円(県2/3・市1/12・法人1/4)	130,782	116,250	14,532
78		経常	こども課	児童育成クラブ運営助成金	子ども福祉	S59	児童育成クラブ	20	有 県補 2/3	留守家庭児童等の放課後における健全育成に資するため、児童健全育成活動を行う団体に対して、予算の範囲内において助成金を交付するもの。(単価:市単部分あり)	・学童児童に対し、安定した保育の環境を提供するため、指導員の安定した雇用を確保し、学童児童の健全育成を図るため補助金を導入 ・補助対象:保育料(保護者負担)を控除した運営経費について補助 ・補助額:15人以上のクラブ400,000円/月・延長保育実施46,000円/月(補助単価:市単分あり) ・H23に保育料を見直し(第1子6,000円→7,000円、第2子3,000円→3,500円、第3子600円→0円) ※経過措置で調整補助金を交付	144,430	68,181	76,249
79		経常	健康課	食品衛生協会等補助金	保健・衛生	S60	食品衛生協会生駒支部	1		飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するもの。	・公衆衛生の向上・増進を図るため、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的とする活動を行う団体等(市民又は市内において営業を営む者500人以上で構成する団体等)への補助 ・対象事業等:(1)食品衛生思想の普及啓発に関する事業、(2)食品衛生講習会の開催に関する事業、(3)食品衛生指導員等による巡回指導に関する事業、(4)食品関係営業施設従事者の保菌検査の奨励に関する事業等(限度額1団体27万円)	270		270

No	検証対象(素案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先	交付件数	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
80		経常	健康課	妊婦一般健康診査補助金	保健・衛生	H17	市内に住む妊婦	17		県外医療機関等の委託医療機関以外で受診される妊婦一般健康診査(母子保健法)の費用補助を行うことにより、妊婦に対して早期に医療や必要な保健指導を行うもの。	・指定医療機関での受診者との均衡を図るため、委託医療機関以外で妊婦一般健康診査を受けた市民に補助金を交付(1回2,500円・1～5回目分と6～14回目分にそれぞれ7,500円を加算) ・H25予算から、9回分の県補助廃止(補助率1/2)	3,600		3,600
81		経常	健康課	二次予防・県外予防接種補助金	保健・衛生	H17	市民	17		伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため行う予防接種の受けやすい環境を作る。 県外で予防接種を行った市民に対して補助を行うもの。	・指定医療機関での接種者との均衡を図るため、施設入所等の要件に該当する者に補助金を交付 ・補助額:補助対象者が負担した予防接種費用	345		345
82		臨時	病院建設課	病院事業会計補助金	保健・衛生	H23	病院事業会計			少子化や高齢化等を背景として求められる医療ニーズに対応するため、二次救急医療などの政策医療を担う地域の中核的な病院として生駒市立病院の建設のために設置された病院事業会計に補助する。	・病院事業会計における一般会計からの繰出について、国の繰出基準に基づき、職員給与の児童手当及び共済追加費分を補助	651		651
83		経常	国保医療課(国保)	出産育児一時金	子ども福祉	昭和以前	国民健康保険被保険者	37		出産費用の負担軽減	・国民健康保険の被保険者に対し、出産したときに交付 ・1件当たり42万円支給	50,400		50,400
84		経常	国保医療課(国保)	葬祭費補助金	社会福祉	昭和以前	国民健康保険被保険者	12		葬祭費用の負担軽減	・国民健康保険の被保険者が死亡したときに交付 ・1件当たり3万円	6,000		6,000
85		経常	国保医療課(国保)	特定健康診査受診補助金	保健・衛生	H24	特定健康診査受診者	150		労働世代の受診率向上、被保険者の疾病の早期発見と生活習慣病予防等健康の保持増進を図るため、特定健康診査に要した費用を助成する。	・補助対象:国民健康保険の被保険者で、当該年度において40歳、45歳、50歳、55歳になる者 ・補助額:特定健康診査に要した経費全額(1,000円)	200		200
86		経常	建築課	既存住宅耐震診断補助金	住宅・開発	H16	市民	47	有国補1/2	主に昭和56年6月の建築基準法改正以前に建てられた建築物の所有者が行う簡易耐震診断に対し、その費用の一部を補助する事により耐震診断を受診しやすい環境をつくり、その結果耐震改修の意識付けを行い、結果として市内の木造建築物の耐震性の向上を図り、市民の生命、健康及び財産の保護を目的とする。	・補助額等:診断に要した費用(延面積1㎡につき1,000円を限度)×2/3(20,000円限度)	1,000	500	500
87		経常	建築課	既存住宅耐震改修補助金	住宅・開発	H18	市民	15	有国補1/2	主に昭和56年6月の建築基準法改正以前に建てられた木造建築物の所有者が行う耐震改修工事に対し、その費用の一部を補助する事により耐震改修工事を行ないやすい環境をつくり、今後発生が予想される大地震による建築物の損傷を未然に防ぐことにより、市民の生命、健康及び財産の保護を目的とする。	・既存住宅の所有者が地震に対する安全性の向上を図るために行う耐震改修工事又は耐震シェルター型の改修工事への補助 ・補助額等:改修工事にかかる経費×1/3(50万円上限(シェルター工事は1/2・15万円上限))	7,500	3,750	3,750
88		経常	建築課	シェルター型耐震改修工事補助金	住宅・開発	H21	市民	2	有国補1/2	主に昭和56年6月の建築基準法改正以前に建てられた木造建築物の所有者が行うシェルター型耐震改修工事に対し、その費用の一部を補助することにより耐震改修工事を行いやすい環境をつくり、今後発生が予想される大地震による建築物の損傷を未然に防ぐことにより、市民の生命、健康及び財産の保護を目的とする。	・補助額等:改修工事にかかる経費×1/3(50万円上限(シェルター工事は1/2・15万円上限))	150	75	75

No	検証対象(案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先	交付件数	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
89		経常	建築課	特殊建築物等耐震診断支援補助金	住宅・開発	H18	市民	2	有	構造計算書の偽造問題を受け、マンション、ホテル等の所有者の耐震性に関しての不安が高まり、安全性確保の観点から、緊急性があり市民の不安解消への取り組みとして、全ての住宅と多数の者が利用する建築物の精密な耐震診断を希望する所有者に対して、国庫補助金(住宅・建築物耐震改修等補助事業)を活用し、耐震診断に要する費用の補助を行う。	・地震時において倒壊して避難路等をふさぎ、避難、救命、消化等活動の妨げになる危険性が高いマンション、ホテルをはじめとする特殊建築物等の耐震化を促進するため、建築物の所有者が行う精密な耐震診断への補助 ・対象経費:戸建て住宅:10万円限度、かつ、1,000円/㎡・多数の者が利用する建築物:200万円限度 ・補助額:対象経費の1/3(緊急輸送路に沿う区域は2/3)[負担区分:(一般)所有者2/3・国1/6・市1/6、(緊急)所有者1/3・国1/3・県1/6・市1/6]	1,999	1,332	667
90		経常	建築課	民間建築物吹付けアスベスト等分析調査補助金	住宅・開発	H18	建物所有者	2	有 国補 10/10	アスベストによる被害の未然防止を図るため、多数の者が利用する既存の民間建築物の吹付けアスベスト等の分析調査に対する支援を行う。市内にある多数の者が利用する建築物で、露出してアスベスト含有の可能性がある吹付け材が施工されている建築物について、アスベストの有無を調べるための調査に要する費用を補助。	・民間建築物の所有者等が行う吹付けアスベスト等の分析調査への補助 ・補助額等:吹付けアスベスト等の分析調査に要した経費(上限25万円)	500	500	0
91		臨時	建築課	老朽家屋解体工事補助金	住宅・開発	H25	空き家所有者		有 国補 1/2	市内の大規模住宅地での高齢化が進む中、今後、空き家・空き地が増加することが予想されることから、地域の防犯、防災上の問題など住環境の悪化や地域コミュニティの低下が懸念されるため、老朽化した空き家を解体をする際に工事の費用を補助する。	・補助額等:老朽化した空き家の解体工事費×1/3(30万円上限)	900	450	450
92		臨時	建築課	住宅省エネルギー改修補助金	環境・緑化推進	H25	市民			本市の豊かな自然を守るため、省エネルギー対策として、省エネルギー改修工事を行った既存住宅等の所有者に対し、上限50万円(改修工事費用の3分の1)を20件に助成する。	・補助額等:窓の断熱改修、床・天井・壁の断熱改修を行った住宅の所有者に対し、工事費用×1/3(上限50万円)を補助	10,000		10,000
93		経常	みどり景観課	生垣助成制度補助金	環境・緑化推進	H19	市民	8	有 みどりの 基金	市内に生垣を設置する者に、その経費の一部として予算の範囲内で助成金を交付するもの。	・市街化区域内に生垣を設置する者への補助 ・補助対象:延長が3m以上、樹木の高さが地表面から1m以上、樹木の数が1m当たり2本以上などの要件を満たすもの ・補助額:施工経費の1/2(1m当たり5千円限度)・ブロック塀等の撤去経費の1/2(1m当たり2,500円限度)・1敷地80,000円限度(連続した敷地で同じ種類の樹木による場合の特例あり)	600	600	0
94		臨時	みどり景観課	里山づくり推進事業補助金	環境・緑化推進	H18	市民団体	2	有 県補 10/10	市の里山林(緑地)の保全、整備及び活用の促進を図るため、市民の自主的な参加による森林整備活動として里山林整備を行う団体に対し補助金を交付する。	・H18から導入された県の森林環境税を原資とする補助 ・NPO・ボランティア団体、自治会等が行う森林づくり活動への補助	1,452	1,452	0
95		臨時	みどり景観課	保護樹林・保護樹木制度補助金	環境・緑化推進	H22	土地所有者	0	有 みどりの 基金	緑の環境づくり支援制度の一環として、市民に親しまれ、又は由緒由来があり健全で容姿が優れている樹木・樹林でかつ一定の要件を満たすものについて補助を行うもの。	・補助対象:保護樹木(市街化区域内で健全で容姿が優れているものうち、由緒・由来があるもので一定の要件を満たすもの)・保護樹林(市街化区域内で良好な自然環境を保全・育成する上で必要な樹木の集団で一定の要件を満たすもの)の維持管理に要する経費で適当と認めるもの ・補助額:保護樹木(対象経費の1/2・上限5,000円・1人10本)・保護樹木(対象経費の1/2・上限50,000円)	250	250	0

No	検証対象(案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先	交付件数	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
96	○	経常	花のまちづくりセンター	花と緑のわがまちづくり助成制度補助金	環境・緑化推進	H20	市民	97	有 みどりの基金	まちなかに草花等を植え、花と緑と自然のまちづくりを推進する自治会等に対し、予算の範囲内において助成金を交付するもの。	・公園、学校、公民館、集会所、街路樹の植樹樹等の公共の場所において草花等の植栽を実施する自治会等への補助 ・補助額等:花苗、種子、球根、樹木(低木のものに限る。)、プランター、土、肥料等の原材料の購入費用(1対象者年8万円限度)	5,400	5,400	0
97		臨時	地域整備課	生駒駅前北口第二地区市街地再開発事業補助金	住宅・開発	H8	生駒駅前北口第二地区市街地再開発組合	1	有 国補 1/2 県補 1/4	市街地再開発組合等の施行する市街地再開発事業において、都市計画で定められた施設の整備について適切な施行を促進し、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする。	・市街地再開発事業の実施主体である市街地再開発組合に対する補助(H25は施設建築物本工事費、施設建築物工事監理業務、保存登記、価格確定等に要する経費について補助予定) ・市街地再開発事業は、多くの人々による共同化事業であり、権利調整や計画に一般ビルより費用がかかること、都市計画事業であるため空地を十分とるなどの制約があることなどの特徴があることから、事業の円滑な実施を図るため、国と地方公共団体が補助できることになっており、補助対象事業の設定根拠は国の交付要綱の規定を準用	1,110,200	832,650	277,550
98		経常	下水道管理課	浄化槽設置整備補助金	環境・緑化推進	H3	市民	89	有 国補 1/3 県補 1/3	公共用水域の水質汚濁防止及び生活環境の向上を図るため、し尿だけでなく、台所、洗濯、風呂等の生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽を設置する者に費用の一部負担として補助金を交付するもの。	・生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽設置者に補助するもの(当面公共下水道の整備予定がない区域に限る) ・補助額:通常型(5人槽 332,000円・7人槽 414,000円・10人槽 548,000円)、他に高度処理型、単独浄化槽撤去費への補助もあり	42,666	24,998	17,668
99		経常	下水道管理課	融資斡旋制度利子補給金	環境・緑化推進	H13	市民	4		公共下水道処理区域内で現在浄化槽や汲み取り便所となっている物件について、公共下水道に直接排水できるよう改造する工事資金の融資をあっせんするとともに、融資に伴う利子補給を行う。	・水洗便所への融資斡旋を受けた者への融資資金の利子補給	22		22
100		経常	下水道管理課	宅地内汚水ポンプ設置補助金	環境・緑化推進	H23	市民	6		宅地が下水道本管よりも低く、公共下水道に接続するには宅地内にポンプ施設の設置が必要な場合、その設置費用と維持管理費用の一部をそれぞれ助成する。	・補助対象:自然流下による公共下水道への排除が困難な地域にある家屋等で公共下水道に接続するためのポンプ設置工事及び維持管理に要する経費 ・補助額:設置工事 工事に要した経費(342千円を限度)・維持管理 20,000円/年を限度	802		802
101		経常	教育総務課	障がい児課外学習補助金	学校教育振興	S60	生駒市特別支援教育研究会	1		小学校及び中学校の障がい児が、集団生活を通して生活の基本的習慣と態度を身につけるとともに、心理的かつ社会的自立を図るため、生駒市特別支援研究会が実施する障がい児課外学習事業に要する経費に対して、補助金を交付する。	・補助対象:生駒市特別支援教育研究会が小学校及び中学校の障がい児を対象に実施する夏期合宿訓練等の課外学習事業に要する経費で適当と認めるもの ・補助額:小学校及び中学校の特別支援学級の児童生徒数×5,000円	725		725
102		経常	教育総務課	教育振興会補助金	学校教育振興	H16	生駒市小学校教育振興会	1		生駒市立小学校における豊かで伸びやかな教育力を一層はぐくむため、教育及び学校運営に関する調査研究を推進するための経費について補助金を交付する。	・生駒市小学校教育振興会が行う学校教育の発展と適確な学校運営を図るため、教育及び学校運営に関する調査研究を推進するための経費への補助 ・補助額:学校割(小学校1校2万円)+教職員の人数割(市立小学校の教職員数×300円) ・使途の実績等により明確に報告させ、領収書類等について添付を義務付け	363		363
103		経常	教育総務課	全国大会等出場補助金(小学校)	学校教育振興	H12	市立小学校	3		小学校教育の一環として児童相互の親睦を深め、技能の向上及び心身ともに健全な青少年の育成を図るため開催される競技大会に出場した児童に係る生駒市の小学校に対し補助金を交付する。	・補助額等:全国、近畿等の競技大会に出場した児童生徒の宿泊費及び交通費の2/3以内(1校100万円限度)	300		300

No	検証対象(案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先	交付件数	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
104		経常	教育総務課	自然体験学習推進補助金(小学校)	学校教育振興	H14	市立小学校	8		集団生活における基本的な生活習慣を身につけることを目的とした体験活動の機会拡充のため自然体験を実施する市立の小学校に対し、補助金を交付する。	・学校における教育活動として、生駒山麓公園ふれあいセンター又は野外活動センターにおいて、宿泊又は日帰りで実施する自然体験学習への補助 ・補助額:自然体験学習に参加した児童生徒に係る施設使用料及び交通費(2/3以内)	1,000		1,000
105		経常	教育総務課	遠距離通学児童交通費補助金	学校教育振興	S56	遠距離通学保護者	3		通学距離が片道4km以上のバス利用で、1.高山町傍示(狭戸以北)地区 2.北田原町いも山地区 3.北田原町大角地区から通学する児童の保護者の負担軽減を図り、義務教育の円滑な運営に資する。	・対象者:通学距離が片道4km以上のバス利用で、①高山町傍示(狭戸以北)地区、②北田原いも山地区、③北田原町大角地区から通学する者 ・補助額:児童がバス通学に要する経費として、1学期当たり5,200円	655		655
106		経常	教育総務課	進路指導補助金	学校教育振興	H16	生駒市中学校教科等研究会	1		市立中学校における進路指導を円滑に推進するための活動に対して、補助金を交付する。	・進路指導を円滑に推進するための活動について、生駒市中学校教科等研究会に補助 ・補助額:学校割(中学校1校15,000円)+(学級割市立中学校の3年生の学級数×4,000円)	240		240
107		経常	教育総務課	教科等研究会補助金	学校教育振興	H16	生駒市中学校教科等研究会	4		中学校における豊かで伸びやかな教育力を一層はぐくむため、教育及び学校運営に関する調査研究を推進するための経費について補助金を交付する。	・生駒市中学校教科等研究会による教育及び学校運営に関する調査研究を推進するための経費について補助 ・補助額:学校割(中学校1校2万円)+教職員の人数割(市立中学校の教職員数×300円) ・用途の実績等を明確に報告させ、領収書類等について添付を義務付け	228		228
108		経常	教育総務課	クラブ活動等参加出場補助金	学校教育振興	H16	中学校体育連盟/中学校教科等研究会等	4		生駒市立中学校の教育の一環として実施されるクラブ活動を通して健全な青少年の育成を図るため、各種連盟・研究会等に対し補助金を交付する。	・次の補助金で構成 ①中学校クラブ活動参加補助金:生駒市中学校体育連盟が主催する協議会等に市立中学校の生徒が参加する経費への補助(市立中学校数×55,000円) ②中学校文化クラブ発表会等参加補助金:生駒市中学校教科等研究会等が主催する文化クラブ発表会等に市立中学校の生徒が参加する経費への補助(市立中学校数×20,000円) ③中学校音楽大会補助金:生駒市中学校教科等研究会が開催する生駒市中学校音楽大会の経費(市立中学校数×10,000円) ④中学校体育事業補助金:生駒市中学校体育連盟が実施する中学校保健体育の振興に必要な経費(市立中学校数×10,000円)	760		760
109		経常	教育総務課	全国大会等出場補助金(中学校)	学校教育振興	H12	市立中学校	3		中学校教育の一環として生徒相互の親睦を深め、技能の向上及び心身ともに健全な青少年の育成を図るため開催される競技大会に出場した生徒に係る生駒市の中学校に対し補助金を交付する。	・補助額等:全国、近畿等の競技大会に出場した児童生徒の宿泊費及び交通費の2/3以内(1校100万円限度)	2,000		2,000
110		経常	教育総務課	中学校生徒健康増進事業補助金	学校教育振興	H10	市立中学校	3		中学校の生徒が豊かな自然環境のもとでの規律ある集団生活を通し、心身ともに調和のとれた健全な育成を図るために健康増進事業(自然教室)を実施する生駒市内の中学校に対し、補助金を交付する。	・健康増進事業(自然教室)を実施する本市の中学校に対する補助 ・中学校の第1学年又は第2学年の全生徒を対象としたもので、学校の年間計画に位置付けられ、かつ、教科等の授業を含むもの ・補助対象:技術指導者等謝礼、交通費、宿泊費等施設使用料 ・補助額:参加生徒数×3,000円	1,317		1,317
111		経常	教育総務課	自然体験学習推進補助金(中学校)	学校教育振興	H14	市立中学校	1		集団生活における基本的な生活習慣を身につけることを目的とした体験活動の機会拡充のため自然体験を実施する市立の中学校に対し、補助金を交付する。	・学校における教育活動として、生駒山麓公園ふれあいセンター又は野外活動センターにおいて、宿泊又は日帰りで実施する自然体験学習への補助 ・補助額:自然体験学習に参加した児童生徒に係る施設使用料及び交通費(2/3以内)	100		100

No	検証対象(案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先	交付件数	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
112		経常	教育総務課	私立幼稚園就園奨励費補助金	幼稚園	S47	私立幼稚園設置者	25	有国補1/3以内	幼稚園教育の普及充実に図り、その振興に資するため就園奨励事業を実施する私立幼稚園へ補助金を交付する。	・保護者の経済的負担を軽減するため、所得に応じ保育料・入園料の減免措置を講じた私立幼稚園への補助 ・市民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯について、所得に応じて定める額を上限とする。	22,148	5,537	16,611
113		経常	教育総務課	私立幼稚園運営費補助金	幼稚園	S54	市内私立幼稚園	3		私立学校振興助成法の規定に基づき必要な補助を行い、市内の私立幼稚園の経営健全化と幼児教育の発展を図る。	・私立幼稚園における教育に係る経常的経費への補助 ・補助額:園均等割(1園当たり840,000円)+(園児数割(市内の3歳、4歳及び5歳児の園児数×6,000円))	4,380		4,380
114		経常	教育総務課	学校保健会補助金	学校教育振興	H11	奈良県学校保健会生駒支部	1		小・中学校及び幼稚園における学校保健事業の円滑な実施に資するため、関係者との連絡協議及び研修会等の開催により知識の向上を図る。	・学校保健活動に必要な経費(奈良県学校保健会会費その他生駒市支部活動に要する経費)について、奈良県学校保健会生駒市支部に対し補助(定額補助)	210		210
115		経常	生涯学習課	生涯学習推進連絡会補助金	生涯学習振興	H6	生駒市生涯学習推進連絡会	1		生涯学習を推進する団体相互の交流・協力を深め、加入団体の育成及び充実を図ることにより、生駒市の生涯学習の総合的な振興に寄与する当該連絡会の活動、事業を支援するため。	・生涯学習推進連絡会(生推連):市内5つの社会教育団体(子ども会育成連絡協議会、地域婦人団体連絡協議会、PTA協議会、青年協議会、自主学習グループ連絡会)で構成 ・補助額等:生涯学習関係団体のネットワーク化に関する事業、市民相互のふれあいと文化意識の向上に関する事業等に要する経費で市長が適当と認める額(いこまどんどこまつりの参加、親子対象事業の実施、演劇鑑賞会の公演等) ・H22の見直しにより自主学習グループへの間接補助を廃止	2,641		2,641
116		経常	生涯学習課	自主学習グループ補助金	生涯学習振興	H6	自主学習グループ	194		生涯学習の推進に即したまちづくり運動が広範囲に行われ、地域の活性化を図るため生涯学習事業を進める社会教育団体である自主学習グループに対して補助するものである。	・補助対象:自主学習グループが実施する公開講座、成果発表会、社会奉仕事業等、自主学習グループが社会教育を目的としておこなう活動全般に要する経費への補助 ・補助額等:活動に要する経費(謝金、印刷製本費、賃借料等)・謝金及び印刷製本費1/2、賃借料10/10(1会計年度3回、総額30,000円を限度)	2,144		2,144
117		経常	生涯学習課	地域婦人団体連絡協議会補助金	生涯学習振興	S51	生駒市地域婦人団体連絡協議会	1		社会教育の推進及び生涯学習の振興を図るため、女性の資質・地位の向上を目指す地域婦人会の活動を支援する。	・地域の担い手として暮らしの中の様々な課題解決に向けて、県地婦連や色々な関係機関の情報を得ながら活動する組織の運営に係る事業について補助	250		250
118		臨時	生涯学習課	いこま国際音楽祭実行委員会補助金	生涯学習振興	H23	いこま国際音楽祭実行委員会	1		いこま国際音楽祭の開催にあたり、実行委員会に対して、補助金を交付する。	・補助額等:H22年から実施しているいこま国際音楽祭の開催に係る経費に対する補助(上限500万円)	5,000		5,000
119		経常	生涯学習課	青年協議会事業補助金	生涯学習振興	H6	生駒市青年協議会	1		地域青年の育成及び地域青年による地域の生涯学習の機会の提供による地域社会の向上と発展に対する当該団体の活動を支援する。	・地域社会の向上と発展に寄与することを目的に、自ら企画・運営をして活動していく組織の運営に係る事業について補助	100		100
120		経常	生涯学習課	子ども会育成連絡協議会補助金	生涯学習振興	H6	生駒市子ども会育成連絡協議会	1		社会教育の推進及び生涯学習の振興を図るため、地域の教育の拠点となる子ども会活動の充実に資する当該団体の活動を支援する。	・市内の各単位子ども会の育成者の相互の連携を図ることにより、子ども会活動の充実と、子どもの健全育成を目的に広域的な事業を展開する組織の運営に係る事業について補助	550		550
121	○	経常	生涯学習課	ちびっこ文化祭開催補助金	生涯学習振興	H4	生駒市子ども会育成連絡協議会	1		市内の子ども会活動における子どもたちの日ごろの活動成果の発表の場として、また、様々な地域の子どもたちや育成者との交流、親睦を図り、活力を養うことを目的とする当該事業を支援する。	・子ども会育成連絡協議会が実施する行事(ちびっこ文化祭)の開催経費への補助	700		700
122		経常	生涯学習課	スカウト連絡協議会補助金補助金	生涯学習振興	S51	生駒市スカウト連絡協議会	1		ボーイスカウト、ガールスカウト格段の相互の連絡を図り、スカウト運動を充実し、青少年の健全育成に寄与することを目的とする当該事業を支援する。	・ボーイスカウト、ガールスカウト各団の相互の連携、スカウト文化の促進を図る組織の運営に係る事業について補助	300		300

No	検証対象(素案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先	交付件数	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
123		経常	生涯学習課	PTA協議会補助金	生涯学習振興	H5	生駒市PTA協議会	3		児童・生徒の健全な成長を図り、教師と保護者が協力して教育効果を高めることを目的として活動する団体に対して補助金を交付している。	・市内の9幼稚園、12小学校、8中学校のPTA・育友会の会員(約10,000人)により構成される組織の運営に係る事業について補助	440		440
124		経常	生涯学習課	PTA協議会研究大会補助金	生涯学習振興	H5	生駒市PTA協議会	1		児童・生徒の健全な成長を図り、教師と保護者が協力して教育効果を高めることを目的として活動する団体に対して補助金を交付している。	・日本PTA全国研究大会の参加補助金、日本PTA近畿ブロック研究大会の参加補助金及び生駒市PTA協議会研究大会補助金	500		500
125		経常	生涯学習課	PTA安全会加入補助金	生涯学習振興	H5	生駒市PTA協議会	1		児童・生徒の健全な成長を図り、教師と保護者が協力して教育効果を高めることを目的として活動する団体に対して補助金を交付している。	・PTA安全会(傷害保険、賠償保険)の加入世帯1世帯につき60円を補助	642		642
126		経常	生涯学習課	子ども会安全会加入補助金	生涯学習振興	H8	生駒市子ども会育成連絡協議会	1		子ども会活動中に生じた事故等に対して見舞金等を給付し、もって子ども会活動の円滑な実施に資する目的の当該安全会への加入促進を図る。	・全国子ども会安全会及び全国子ども会連合会ボランティア活動保険の加入者1人につき、加入料の1/2に相当する額を補助	115		115
127		経常	生涯学習課	文化芸術振興団体補助金	生涯学習振興	H6	文化芸術振興団体(生駒市芸術協会連盟・生駒市芸術協会)	2		文化芸術の振興及び本市の文化財の保護等の推進を図るため、これらの目的に寄与する団体に対して予算の範囲内において補助金を交付する。	・補助団体等:次の要件に該当する団体(生駒市芸術協会連盟・生駒市芸術協会)への補助 ①本市の住民又は本市に通勤し、若しくは通学する者で構成される全学的な文化芸術振興団体であること、②おおむね100名以上の会員を有していること、③文化芸術活動の普及及び振興に関する事業その他文化意識の向上を図る事業の実施を目的としていること	450		450
128		経常	生涯学習課	文化財愛護団体補助金	生涯学習振興	H21	文化財愛護団体(生駒民俗会)	1		文化芸術の振興及び本市の文化財の保護等の推進を図るため、これらの目的に寄与する団体に対して予算の範囲内において補助金を交付する。	・補助団体等:次の要件に該当する団体(生駒民俗会)への補助 ①本市の住民又は本市に通勤し、若しくは通学する者で構成する全学的な文化財愛護団体であること。 ②文化財の保護、調査、研究等に関する事業その他文化財保護意識の向上を図る事業の実施を目的としていること	150		150
129		経常	生涯学習課	文化財保存事業費補助金	生涯学習振興	S61	文化財の所有者、保持者及び管理者(H24:長福寺等)	4		伝統文化継承の措置策として、往馬大社の火取り行事の後継者育成等指定文化財の保存修理・管理事業に対し補助をおこない、文化財の保護継承、郷土愛の醸成及び市民の文化の向上に寄与する。(長福寺本堂:市負担5%)	・補助額等:国指定文化財(次のうちいずれか少ない額:①対象経費の額から国及び県が補助する額の合計額を控除した額の1/2、②県が補助する額)、県指定文化財(対象経費の額から県が補助する額を控除した額の1/2)、市指定文化財(修理事業・管理事業:対象経費の1/2・復旧事業は別に定める額) ・H22年度補助額:市指定文化財保存事業2件・29万円、市指定文化財保存事業(建造物防火管理費)20万円、重要文化財・長福寺本堂保存修理事業400万円(長福寺本堂保存修理事業:事業総額のうち市負担は5%)	4,490		4,490
130		経常	生涯学習課	生涯学習施設使用料補助金	生涯学習振興	H22	社会教育団体等	4		生涯学習の推進を図るため、市内に存し、市長が適当と認める公共公益性の高い事業を実施する団体等に対して予算の範囲内において補助金を交付する。	・生涯学習施設の使用料見直し、減免廃止を踏まえ、公共公益性の高い事業を実施する団体等に対して使用料の1/2を補助	2,074		2,074
131		経常	スポーツ振興課	体育協会運営・施設利用補助金	生涯学習振興	H3	生駒市体育協会	1		本市体育協会の健全な運営・育成、加盟団体の各種競技会を開催することにより、本市のスポーツの普及及び振興を目的とする。	・次の補助で構成 ①体育協会運営事業(運営及び各種スポーツ行事の経費)・9/10以内 ②施設使用事業(各種スポーツ大会等を行うために要する施設使用料のうち、市が認定するもの)・施設使用料の実費換算	2,620		2,620
132		経常	スポーツ振興課	スポーツクラブ育成補助金	生涯学習振興	H3	生駒市体育協会	28		生駒市体育協会に加盟している競技団体(27団体)の競技力向上及び活性化を図ることにより、各競技の普及及び振興を目的とする。	・スポーツクラブ育成事業(体育協会加盟団体(各種目競技団体)育成に要する経費)への補助 ・1競技団体4万円	1,120		1,120

No	検証対象(案)	臨経区分	担当課	補助金名称	行政分野	創設年度	交付先	交付件数	特定財源	目的	内容・概要等	H25予算(千円)	特定財源額(千円)	一般財源額(千円)
133		経常	スポーツ振興課	地区別体力づくり活動事業補助金	生涯学習振興	H3	自治連合会	4		広く市民にスポーツを普及し、健康維持増進のための体力づくりを推進するとともに、市民相互の親睦を図るための事業を補助する。	<ul style="list-style-type: none"> 自治連合会が地区別(小学校区単位での事業は可)に実施する事業で、運動会、各種スポーツ(軽スポーツを含む)大会、歩こう会等、市民の誰もが手軽に参加できるレクリエーションスポーツ的な事業で市長が認めるものへの補助 補助額:実施地区の世帯数に予算で定める額を乗じて得た額を上限 H22の見直しで対象経費を明確化するとともに、収支計算書の様式を統一化を実施 	3,000		3,000
134		経常	スポーツ振興課	国民体育大会等参加補助金	生涯学習振興	H3	出場者等	18		他国・県・市町村のスポーツ競技選手と技を競うスポーツ競技大会に参加するために必要な経費の一部を補助することにより、出場選手の志気を高めるとともに、本市のスポーツの振興とスポーツを通じての友好及び相互理解を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 補助額等:次の補助で構成 ①国民体育大会派遣事業:1大会につき1人当たり5,000円 ②全国スポーツレクリエーション祭派遣事業:1大会につき1人当たり5,000円 ③全国大会(各競技団体)派遣事業:1大会につき1人当たり5,000円 	575		575
135		経常	消防本部総務課	消防職員大型自動車免許等取得助成金	防災・安全・人権	H25	市職員			消防業務の遂行に必要な大型自動車及び中型自動車の運転免許を取得しようとする消防職員に対し、その取得に要する費用の一部を助成する。	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象:市消防職員(在職期間3年超で40歳未満)の大型自動車及び中型自動車の運転免許の取得に必要な経費への補助 補助額:運転免許試験場及び自動車教習所で必要となる経費の1/2(大型自動車免許:普通自動車免許所持者20万円限度・中型自動車免許所持者(8t限定)15万限度、中型自動車免許:中型自動車免許所持者(8t限定)5万円限度) 	250		250
136		経常	消防本部予防課	生駒市火災予防協会補助金	防災・安全・人権	S61	生駒市火災予防協会	1		火災予防事業を推進するため、本市消防機関が行う消防事業施策の遂行に協力してもらうため。	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象:火災予防協会が本市の消防機関が行う消防事業施策の推進に協力して実施する(1)火災予防思想普及に関する事業、(2)消防に関する法令の普及徹底に関する事業、(3)防火管理に関する講習会及び危険物保安監督者等の講習会に関する事業、(4)消防力強化に対する協力援助に関する事業、(5)地域自主防災組織の育成強化に関する事業 補助額等:対象経費の1/2(55万円上限) 	550		550
137		経常	消防本部予防課	火災予防推進事業補助金	防災・安全・人権	H1	市内保育所・幼稚園	3		幼年期に消防について理解を促し、火に対する正しい知識を身につけさせるとともに、幼年の健全育成を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 幼年消防クラブ(佐保短大附属幼稚園・エンゼル幼稚園・いこま保育園)が実施する火災予防に関する研修及び火災予防普及活動に係る事業への補助(上限4万円) H25から補助額を見直し5万円→4万円 	120		120
138		臨時	消防本部予防課	コミュニティ助成事業事業補助金	防災・安全・人権	H23	民間防火組織等(H23:いこま保育園)	1	有センター10/10	財団法人自治総合センターが実施する幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要な資機材等の整備に関して本市に交付される助成金を生駒市地域防災組織育成助成事業として本市の民間防火組織等に交付するもの。	<ul style="list-style-type: none"> 幼年消防用の資機材の整備費用への補助(自治総合センターの10/10補助) H23年度:いこま保育園 	400	400	0
139		経常	消防本部総務課	消防団員互助会補助金	防災・安全・人権	H11	生駒市消防団員互助会	1		消防団員相互の親睦と福利厚生及び消防団の活性化等を図る目的として結成された消防団員互助会が、円滑に運営できるよう補助する。	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象等:(1)消防団員の資質向上のための研修に関する事業・(2)消防団員の福利厚生に関する事業 補助額:互助会員数×6,000円 	1,158		1,158